

レンタル約款

第1条(総則)

本レンタル約款は、オリックス・レントック株式会社(以下貸賃人という)とお客様(以下借賃人という)との間の測定機器の動産(以下レンタル物件という)の賃貸借契約のうち当初のレンタル期間が12ヶ月間以上の契約(以下レンタル契約という)について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用されます。

第2条(レンタル期間)

レンタル期間は12ヶ月間以下とし、貸賃人が借賃人に対してレンタル物件を引渡し日より起算します。

第3条(レンタル契約の延長)

レンタル期間が終了する日より5日以上前に、借賃人からレンタル期間の延長の申込みがあった場合、借賃人にレンタル契約または本レンタル約款の違反がない限り、借賃人はレンタル契約と同一条件(ただし、レンタル期間、レンタル料は除く)で引続きレンタルし、以後繰り返し延長するときも同様とします。

第4条(レンタル料金)

借賃人は貸賃人に対し、貸賃人からの請求により、請求書記載のレンタル料金を請求書記載の支払期限までに貸賃人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
2 レンタル料金は、レンタル物件毎にレンタル期間1ヶ月の料金を基本料金(以下基本料金という)とし、レンタル期間に応じて次のとおりとします。
①レンタル期間が1ヶ月以上の場合
レンタル物件毎に次の算式(以下本件算式という)により算出される金額(金100円未満切捨て)の合計額とします。

基本料金×レンタル料率

②レンタル期間が1ヶ月未満の場合
レンタル物件の種類(貸賃人の分類による)別に、レンタル物件毎の基本料金の合計金額に応じて以下のとおりとします。

Table with 2 main categories: A: 電子測定器/ロジック機器/科学・環境分析機器 and B: パーソナルコンピュータ系/ワークステーション系. Each category has a table with '合計金額' and 'レンタル料金' columns, showing rates for different amount ranges.

3 レンタル期間延長時のレンタル料金は、レンタル物件毎に総レンタル月数(既使用月数+延長月数)に応じたレンタル料率により、前項第①号の本件算式に従って算出される金額の合計額とします。ただし、当初のレンタル期間が1ヶ月未満の場合のレンタル期間延長時のレンタル料金については、別途貸賃人の定める規定によるものとします。
4 第13条によりレンタル期間中に借賃人がレンタル契約を解約した場合は、レンタル料金は、レンタル開始日からレンタル終了日までで期間に応じたレンタル料金により算出された額とします。
5 貸賃人は、レンタル期間中、経済事情の変動等により、レンタル料金を変更できるものとします。

第5条(レンタル物件の引渡し)

借賃人は借賃人に対し、レンタル物件を貸賃人の指定する日本国内の設置場所において引渡しします。

第6条(担保責任)

借賃人は借賃人に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル物件の商品性または借賃人の使用目的への適合性については担保しません。

第7条(レンタル物件の取り替え)

レンタル物件の引渡し後の借賃人の責めに帰すべき事由によらず、レンタル物件が正常に作動しなくなった場合、借賃人は、レンタル物件を修理しまたは取り替えます。
2 前項のレンタル物件の修理または取替えに過大な費用または時間を要する場合、貸賃人は、レンタル契約を解除することができます。

第8条(レンタル物件の使用保管)

借賃人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、また、物件が測定器等の場合は校正し、この使用、保管、校正に要する諸費用は借賃人の負担とします。
2 借賃人は、事前に貸賃人の書面による承諾を得なければ次の行為をすることができません。
①レンタル物件を第5条所定の設置場所以外に移動すること。
②レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または転売すること。
③レンタル物件に貼付された借賃人の所有権を明示する標識、調整済の標識等を除去し、または汚損すること。
④レンタル物件について質権および譲渡担保権、その他借賃人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
3 借賃人が物件の引渡しを受けた後2週間以内の間に、物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、借賃人がこれを賠償します。

第9条(レンタル物件の滅失・毀損)

借賃人がレンタル物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)または毀損(所有権の制限を含む)した場合、借賃人は借賃人に対し、代替レンタル物件(新品)の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代価相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償します。ただし、借賃人の責による事由の場合は、この限りではありません。

第10条(レンタル物件の輸出)

借賃人は、レンタル物件を日本国内で使用するものとします。
2 借賃人がレンタル物件を輸出する場合、事前に借賃人に通知のうえ、書面による借賃人の承諾を得るものとします。これにより借賃人が承諾した場合、借賃人は、輸出者として日本および輸出関連諸国の輸出関連法規等に従って、輸出を行います。
3 借賃人が前項にしたがってレンタル物件を輸出する場合、第7条第1項および第12条は適用されません。

第11条(ソフトウェアの複製等の禁止)

借賃人は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下ソフトウェアという)に関し、次の行為を行うことはできません。
①有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用権を設定すること。
②ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
③ソフトウェアを複製すること。
④ソフトウェアを変更または改作すること。

第12条(保険)

借賃人は、レンタル物件に動産総合保険を付保するものとします。
2 レンタル物件に保険事故が発生した場合、借賃人は借賃人に対し、直ちにその旨を通知するとともに、借賃人の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく借賃人に交付します。
3 借賃人が前項の義務を履行し借賃人が保険金を受領した場合、借賃人は借賃人に対し、第9条所定の賠償義務について、受取保険金の限度でその義務を免除するものとします。ただし、借賃人が第2項の通知義務・交付義務を怠り、またレンタル物件の滅失毀損について故意または重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

第13条(解約)

借賃人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に借賃人に通知のうえレンタル物件を借賃人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約することができます。ただし、レンタル期間が1ヶ月未満の場合、または、レンタル期間が1ヶ月以上でレンタル期間開始後1ヶ月を経過していない場合は、レンタル契約を解約することができます。

第14条(債務不履行など)

借賃人が次の各号の一つに該当した場合、貸賃人は、催告をしないで通知のみによりレンタル契約を解除することができます。この場合、借賃人は借賃人に対し、未払レンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、借賃人になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- ①レンタル料の支払を1回でも遅滞し、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
②支払を停止し、または手形・小切手の不渡報告、もしくは電子債権の支払不能通知があったとき。
③保全命令、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、その他これに類する手続きの申立てがあったとき。
④営業を休止し、または解散したとき。
⑤営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的事実に基づき判断されるとき。

第15条(レンタル物件の返還)
レンタル期間満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、借賃人は借賃人に対し、レンタル物件を原本に復したうえで、直ちにレンタル物件を貸賃人の指定する場所に返還します。なお、レンタル物件に蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、そのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存する場合、残存データの漏洩等起因して借賃人その他第三者に生じた損害に関して借賃人は一切責任は負いません。
2 借賃人が第1項の義務の履行を怠った場合、借賃人は借賃人に対し、レンタル期間の終了日からレンタル物件の返還日まで、1ヶ月当たりレンタル料金(基本料金)相当額の遅延損害金を支払うものとする。ただし、1ヶ月に満たない日数は1ヶ月とみなします。

第16条(支払遅延損害金)
借賃人がレンタル契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、借賃人は借賃人に対し、支払期の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとする。

第17条(消費税等の負担)
借賃人は借賃人に対し、レンタル期間開始時点のそれぞれのレンタル料金に対する税法所定の税率による消費税額、地方消費税額をレンタル料金に付加して支払うものとする。

第18条(引渡し・返還の費用負担)
レンタル物件の引渡しおよび返還に関わる運送費等の諸費用は、借賃人の負担とします。
2 運送費等の諸費用は、貸賃人が別途定める料金とします。
3 運送費等の諸費用は、最初のレンタル料金の支払時に全額支払いします。

第19条(損害賠償)
借賃人が故意または重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、借賃人がレンタル契約または本レンタル約款に違反したことに起因または関連して借賃人に損害を与えた場合において借賃人の賠償する損害は、直接損害に限らず、間接的または派生的に発生した損害(逸失利益や休業損害を含みます)は含まないものとし、また、第2条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とします。

第20条(裁判管轄)
レンタル契約についての一切の紛争は、訴額のかいにかかわらず東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とするに合意します。

第21条(反社会的勢力の排除)
借賃人は、現在および将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。
①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下これらを暴力団員等という)
②暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
③自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用して認められる関係にある者
④暴力団員等への資金等提供、便宜供与などの関与をしていると認められる関係にある者
2 借賃人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
②脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて借賃人の信用を毀損し、または借賃人の業務を妨害する行為
③その他前号に準ずる行為
3 借賃人が前2項に違反したときは、第14条第1項第①号に該当するものとし、借賃人は、催告のみならず通知も行わずレンタル契約を直ちに解除することができます。これにより借賃人に損害が生じた場合にも、借賃人はなんらの責任も負担しません。

第22条(避難指示区域に関する特約)
レンタル物件の引渡し、設置、使用および保管は、日本国政府が定める避難指示区域(以下避難指示区域という)を除く場所で行います。
2 前項にかかわらず、レンタル物件の引渡し、設置、使用および保管が避難指示区域内の場所で行われた場合、借賃人は、第15条第1項に基づくレンタル物件の返還を、貸賃人が指定する避難指示区域外(以下指定返還場所という)で行います。なお、借賃人は、レンタル物件の指定返還場所での移転については、借賃人の責任と費用負担により行います。また、レンタル物件を取り替える場合も同様とします。
3 前項に基づくレンタル物件を返還する場合、借賃人自身の責任と費用負担により、表面放射線測定(β線)による放射線測定検査を実施せずものとし、実施した結果および以下の項目について、借賃人の当該検査に係る責任をして確認させ、記名、捺印のうえ書面に貸賃人に通知します。
記
表面放射線測定検査を実施したレンタル物件名(型番および資産番号等)
検査日・検査場所・表面放射線測定値(β線)・検査担当者氏名(姓)
4 前項より測定された放射線測定値が、下記に定める基準値を超えたレンタル物件については、借賃人は、借賃人に当該レンタル物件を返還せず、別途貸賃人の指定する金額を損害賠償として支払います。なお、レンタル物件については、借賃人の責任と費用負担により適切に処分します。
記
表面放射線 β汚染線量 基準値: 4Bq/cm²以下
β汚染線量測定については、電離放射線障害防止規則(昭和四十七年九月三十日労働省令第四十一号)に準じたものとする。

5 借賃人が、返還されたレンタル物件の受取時に当該レンタル物件の表面放射線測定検査を実施し、測定値が前項に定める基準値を超えた場合、借賃人はただちに借賃人に通知し、借賃人は、借賃人の指定する金額を損害賠償として支払い、なお借賃人に損害がある場合は、これを賠償します。
6 借賃人は、レンタル物件の表面放射線測定検査の測定値が第4項に定める基準値を超えたレンタル物件については、第12条は当該レンタル物件に適用されないことを確認します。

第23条(特約条項)
レンタル契約について、別途書面により特約した場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補充および修正することを承認します。

第24条(付則)
本レンタル約款は、2016年10月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。
\*\*\*\*\*
【個人情報に関する条項】

第1条 個人の借賃人が、レンタル契約を締結する場合、以下の条項が適用されます。
【個人情報の利用目的】
借賃人は、借賃人の個人情報すべてを以下の目的(以下「利用目的」という)で、利用目的の達成に必要な範囲において利用するものとし、借賃人はこれに同意します。
【利用目的】
① 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの借賃人の事業につき、借賃人からの申込、借賃人への借賃人からの提案など当事者との商談に当たり、適切な対応を行うため。
② 機器のレンタル、販売、各種サービスの提供などの取引の場合の審査を行うため、ならびに借賃人の本人確認に当たり、適切な対応を行うため。
③ 借賃人との契約につき、借賃人においてその契約の管理を適切に行うため。また、契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
④ 借賃人から、借賃人およびオリックスグループ各社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
⑤ 借賃人によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる借賃人の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
⑥ オリックスグループ各社との共同利用のため。(共同利用についてはORIXのホームページ(http://www.orix.co.jp)にてプライバシーポリシーに従う。)
第2条 借賃人の指定する設置場所等の情報に個人情報が含まれる場合、借賃人は、かかる個人情報の借賃人への開示および前条の当事者を当該個人に置き換えて利用目的が適用されることにつき当該個人の同意を得るものとする。
第3条 借賃人が、借賃人の責任により借賃人の保守サービス等に関する業務を借賃人の指定する保守会社に再委託する場合、借賃人は、借賃人または前条の個人情報の全部または一部を当該保守会社に開示することを承認するものとします。

Table with columns: レンタル物件の種類(貸賃人の分類による), レンタル期間/レンタル料率(割引率), and monthly rates from 1-5 days to 13 months or more. Rows include '電子測定器/ロジック機器/科学・環境分析機器' and 'パーソナルコンピュータ/ワークステーション系'.